

生徒心得

(1) 生徒は下記の事項をよく心得、充実した高校生活を送るよう努めなければならない。

- ① 北高生としての誇りをもって常に学業に励み、心身の健康に努めること。また、規則正しい生活を心掛け、校内外とも気品ある節度を保つこと。
- ② 登下校時は、授業日、休業日に係わらず、原則として制服を着用し、時間を厳守すること。ただし、下記の場合は、学校指定のジャージ等での登下校を認める。
 - ・部活動で着替えたとき（部活動の服装での下校可）
 - ・休業日に部活動のために登校するとき（部活動の服装での登下校可）
 - ・球技大会、体育祭のとき（学校指定のジャージでの登下校可）
 - ・悪天候（台風、暴風雪、大雪など）のとき（学校指定のジャージでの登下校可。ただしそのときは、登校したら制服に着替えること）
 - ・熱中症対策として学校指定の T シャツ、ハーフパンツで授業（講習）を受けることを許容する時期（学校指定の T シャツ、ハーフパンツでの登下校可）
- ③ 欠席、遅刻、早退をする時はホームルーム担任に届けなければならない。
- ④ 忌引きの日数は次のとおりとする。なお、葬儀等が遠隔地で行われる場合は、その移動日を加算して忌引き扱いとする。

ア 父母	連続して7日以内
イ 兄弟・姉妹・祖父母	連続して3日以内
ウ おじ・おば・曾祖父母	1日以内
- ⑤ 朝のHRから帰りのHRの間に、校外に出る時はホームルーム担任の許可を得なければならない。
- ⑥ 施設設備を破損した場合は、直ちにホームルーム担任に届け出なければならない。
- ⑦ みだりに金銭、物品の貸借をしてはならない。また、金品の管理には十分注意し、多額の現金を携行しないようにすること。
- ⑧ 男女の交際は、相互の人格を尊重し、明朗健全でなければならない。
- ⑨ 夜間外出した場合は、午後9時までに帰宅すること。外泊する場合は必ず保護者の承諾を得なければならない。
- ⑩ 電車・バスに乗車の場合は、乗車マナーを守り、他人に迷惑をかけたり不快な思いをさせたりしてはならない。
- ⑪ 自動車及び原動機付自転車、全ての自動二輪車の運転をしてはならない。
- ⑫ スマートフォンは学校に持ってきてもよいが、登校後は電源を切り、カバンにしまう。マナーモードにしておくことも禁止とする。使用できるのは帰りのHR・清掃終了後とする。使用するときには生徒玄関のホール内で使用すること。

使用が禁止されている時間や場所で使用した場合は、年次で預かり指導後に返却する。2回目以降指導を受けた場合は、保護者へ連絡し更に指導を加えて返却する。
- ⑬ 飲酒・喫煙、高校生入場禁止場所への入場、その他高校生に許されない行為をしてはならない。また暴力行為、破壊的な行為その他反社会的な行為をしてはならない
- ⑭ 身分証明書は常に携行し、必要に応じ提示しなければならない。
- ⑮ 「生徒の諸届及び願一覧」に従い、必要な手続きをしなければならない。
- ⑯ 服装規程等の規程を遵守しなければならない。
- ⑰ アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的な理由など特別な事情がある場合

にはホームルーム担任に申し出ること。その後、拡大生徒指導会議で検討し、校長の承認を得ること。

服装規程

本校制服の基準は次の通りである。

I 制服

本校制服には冬服・夏服ともに3種類あり、性別に関係なくどれかを選択して着用できる。

A 学生服

- (1) 黒の学生服を上下着用する。ボタンは本校規定のものをつける。
- (2) 左襟より約2.5cmの位置に本校規定のバッジをつける。
- (3) ベルトは黒・茶系統の暗色のものとし、バックルは華美でないものとする。
- (4) 靴下は、正装が必要なときは白色のもの（ワンポイントまで可）を着用する。正装が必要なときは、式典、進学就職時の試験、学校の代表で参加する外部の行事、写真撮影時などを指す。正装が必要なとき以外は、黒や紺も許容する。丈は、クルーソックス（ふくらはぎにかかるくらいのもの）を標準とし、最低限くるぶしが隠れ、靴をはいても靴下をはいていることが分かる長さとする。
- (5) 【夏季】暑い時期には、上着を着用せず、校章刺繍入（花紺色）指定ワイシャツ（半袖可）を着用し、裾はズボンの中に入れる。半袖の場合は、袖を折らない。ワイシャツの中には、正装が必要なときは白色無地（胸のワンポイントまで可）のものを着用する。正装が必要なとき以外は、黒、紺、グレーも許容する。ただし、透けると目立つような柄物は不可。

B ジャケット&スカート

- (1) 上半身には、長袖白のブラウス（あるいは校章刺繍入オープンシャツ）に、指定のネクタイ（花紺色）を結び、その上に本校指定のジャケットを着用する。ネクタイは緩めない。
- (2) 下半身には、本校指定のスカート（ひだ数24本・ウェストベルト幅3.5cm）を着用する。
- (3) 左胸に本校規定のバッジをつける。
- (4) 黒ストッキングを着用する。
- (5) 【夏季】暑い時期には、ジャケット・ネクタイを着用せず、校章刺繍入（花紺色）オープンシャツ（半袖可）を着用する。シャツの中に着用するものについては、学生服（5）の規定と同じ。靴下については、学生服（4）の規定と同じ。

C ジャケット&スラックス

- (1) 上半身には、長袖白のブラウス（あるいは校章刺繍入オープンシャツ）に、指定のネクタイ（花紺色）を結び、その上に本校指定のジャケットを着用する。
- (2) 下半身には、本校指定のスラックスを着用する。
- (3) 左胸に本校規定のバッジをつける。
- (4) 靴下については、学生服（4）の規定と同じ。

- (5) 【夏季】暑い時期には、ジャケット・ネクタイを着用せず、校章刺繍入（花紺色）オープンシャツ（半袖可）を着用する。シャツの中に着用するものについては、学生服（5）の規定と同じ。

2 頭 髪

- (1) 髪を染めたり、脱色したりしない。また、パーマをかけたり、アイロンでウェーブをかけたりしない。
- (2) 常に整髪し、前髪が目にかからないようにする。
- (3) ヘアゴムおよび髪留めは、髪の色に近い色（黒・紺・茶系統）とし、目立たないものとする。シュシュ等の髪飾りは不可。

3 履 物

- (1) 登下校や学校生活での外履きは、活動に適したものとし、下駄、サンダルなどのつま先やかかとが保護されていないもの、および下足箱に収納できないブーツ類は不可とする。下足箱の上には、履物を含め物を置かないこと。
- (2) 内履きについては、学校指定のものとする。土足をしない。

4 その他

- (1) 化粧、ピアス・イヤリング・ネックレス等のアクセサリー類は禁ずる。
- (2) ひげは剃ること。
- (3) 防寒着は華美なものを避け、質素端正なものとする。
- (4) 制服のなかにセーター類を着用する場合は、制服から布地が出ないもので、制服に近い色（黒・紺・茶系統）のものとする。
- (5) 冬服で寒いときには、校内においても制服の上防寒着を着用して構わない。また、夏服と冬服の境目で体温調整が難しいときには、夏服の上に一時的に衣服を着てもよい。ただし、どちらの場合も頭からかぶるタイプの衣服は不可とする。

生徒の自転車使用に関する規程

第1条 生徒は自転車使用にあたって事故を防止し安全を図るため、交通道徳を守り、道路交通法規に則り、次の事項を守らなければならない。

- (1) 原則、車道の左側を通行する。例外的に歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行する。
- (2) 信号を守る。また交差点では一時停止する。
- (3) 二人乗りをしない。並進をしない。
- (4) 傘をさして乗らない。スマートフォンを操作しながらの運転はしない。イヤホン等で音楽を聴きながら運転しない。
- (5) 安全運転を心掛けスピードを出しすぎないようにする。
- (6) 夜間は電灯をつける。
- (7) なるべくヘルメットを着用する。
- (8) 自転車は常に整備しておく。
- (9) 雨天や冬季間の運転には十分注意する。冬季には自転車通学禁止となる期間を設ける。

第2条 自転車を使用して通学する生徒は次のことを守らなければならない。

- (1) 所定の「自転車通学届」をホームルーム担任を通して生徒指導部に提出する。その際、TSマーク等の点検を受け、賠償保険に加入していなければならない。
- (2) 本校指定のステッカーを車体に貼付する。
- (3) 学校で指定する駐輪場に駐輪し、施錠しかつ整頓しておく。

第3条 事故、盗難が発生した場合の対応にあたっては次のことに留意する。

- (1) 事故が起きた場合には、本人（あるいは保護者）がその旨を速やかにホームルーム担任に報告する。
- (2) 盗難等が発生した場合は、直ちにホームルーム担任及び生徒指導部に連絡し、所定の「紛失届」を提出する。

自動車等運転免許取得に関する規程

第1条 自動車・原動機付自転車・普通二輪車・大型二輪車免許取得希望者は、次の手続き・事項を守らなければならない。

- (1) 運転免許取得は、3年次の以下の生徒に許可する。
 - ア 就職予定及び専門学校等に進学予定の生徒で進路先が決定した生徒は冬季休業から
 - イ 大学等に進学予定の生徒で進路先が決定した生徒は大学入学共通テスト終了後から
- (2) 自動車学校入校を希望する者は、免許取得許可願（自動車学校入校願）をホームルーム担任を通し生徒指導部に願い出て、許可を得なければならない。受理後、免許取得許可証（自動車学校入校許可証）を発行する。
- (3) 自動車学校での教習期間中は、制服を着用し、常に八戸北高生としての自覚を持ち、真摯な態度で臨むこと。
- (4) 運転免許取得後も、在学中は、自動車及び全ての自動二輪車を運転してはならない。

生徒会会則

前 文

学校は私達の生活の場であり、生徒会は私達の社会である。

私達は一人一人が生徒会の構成員であることを自覚する。

私達は生徒会の諸活動を通じて立派な市民にふさわしい徳性を身につけ、将来、国家社会の担い手となるに恥じない人間となるべく努力する。

私達は青森県立八戸北高等学校の生徒であることに誇りを持ち、自分のしあわせを望むとともに本校の限りない発展を願う。その為に先生、生徒、上級生、下級生、すべて一体となり、相互の敬愛と協力、指導と実践、討議と反省によってより明るい、より楽しい、より幸福な学校を実現する為に、ここに私達の総意をもって生徒会を結成する。

私達は青森県立八戸北高等学校の名と生徒会の旗のもとに、きびしく、清く、強く、正し

く団結して行動することをここに宣言する。

第1章 総則

第1条 本会は青森県立八戸北高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は生徒全員が会員とし、教職員を顧問として構成される。

第3条 会員は生徒会活動に関心を持ち、所定の機関によって自由に意見をのべ、討論を行い、決定された事項には誠実にこれを守るべき権利と義務を有する。

第4条 生徒会の諸活動は、常に顧問の先生との協議の上で行われ、最終的に生徒指導部を経由して校長の承認を得る。

第2章 組織及び機関

第5条 本会に次の機関を設ける。

(1) 議決機関

- ア 生徒総会
- イ 代議委員会

(2) 執行機関

- ア 中央委員会
- イ 選挙管理委員会
- ウ 監査委員会
- エ 応援委員会

(生徒総会)

第6条 生徒総会は全会員で構成され、その4分の3以上の出席で成立する。

第7条 生徒総会に於いて次の事項を決する。

- (1) 生徒会会則の改正
- (2) 会費、入会金の額の決定
- (3) 予算、決算の承認
- (4) 部の新設、廃止の承認
- (5) その他、代議委員会で全会員の討議と同意が必要であると認めた事項

第8条 前条の議案1、2、3については出席者の3分の2以上、その他の議案については出席者の過半数の賛成によって決する。

第9条 生徒総会は年に2回、4月と10月に生徒会長が招集する。ただし、次の場合臨時に開くことが出来る。

- (1) 全会員の4分の1以上の要求が署名によってまとめられた場合
- (2) 代議委員会の要求があった場合
- (3) 中央委員会の要求があった場合

第10条 生徒総会の議長と副議長は、代議委員会で委員の中から選出する。

第11条 議長及び副議長は総会の運営に関する一切の権限を有する。

(代議委員会)

第12条 代議委員会は生徒総会で決定される事項以外の全ての事項を最終的に決定する重要な議決機関である。

第13条 代議委員は各ホームルームから選出され、その4分の3以上の出席で成立し、その3分の2以上の賛成で議決する。代議委員は原則として各ホームルームの議長とする。

第14条 議長は代議委員の中から互選され常任議長としてこの任にあたる。

第15条 代議委員会は毎月一回定期に開催される。ただし、必要に応じて議長の招集により臨時に開催されることもある。

第16条 代議委員会は次の事項を決する。

- (1) 生徒総会に提出する一切の議案の原案作成
- (2) 生徒総会で決する事項以外について中央委員会で決定される議案の承認
- (3) 各ホームルームから直接に提案された議案の討議決定

第17条 代議委員会が独自に決議した事項は中央委員会の承認により効力を発する。中央委員会が承認しない場合でも、代議委員会が重ねて再議決を行えば効力を発する。

第18条 生徒会の各役員は常に代議委員会に出席し、議案の説明にあたる。しかし、議決に加わることはできない。代議委員会はその他の関係者に対して出席を要求することができる。

第19条 代議委員会は予算に関する場合を除き原則として公開される。

第20条 代議委員会が決定した事項は必ず各自のホームルームで報告されなければならない。

第21条 代議委員の代理は原則として許されない。ただし、特別の理由のある場合は議長の許可により出席を認められることもある。

(中央委員会)

第22条 中央委員会は生徒会諸活動の実際面を担当する執行機関である。

第23条 中央委員会は、会長、副会長、事務局員、財務局員及び各常任委員長により構成される。

第24条 中央委員会は必要に応じて随時開くことができる。

第25条 中央委員会は生徒会長が招集し、その議長となる。

第26条 中央委員会に次の常任委員会を所属させる。

- (1) 報道委員会
- (2) 図書委員会
- (3) 放送委員会
- (4) 保健委員会
- (5) 防災委員会
- (6) 文化委員会
- (7) 体育委員会

第27条 各委員会の組織・運営は、それぞれの規則として別に定める。

第28条 中央委員会は次の事項を扱う。

- (1) 各常任委員会の活動に必要な指導と助言を行う。
- (2) 各常任委員会で定める規則を承認する。
- (3) 生徒会の名で行われる全ての行事の計画運営にあたる。
- (4) 校内外の諸問題で生徒会で処理できるものを討議し解決する。
- (5) 予算、決算の原案を作成する。
- (6) 部の新設廃止の原案を作成する。
- (7) 会則の改正を発議する。

第29条 中央委員会で決定した事項は、事前あるいは事後に代議委員会の承認を受けなければならない。代議委員会で否決された場合には第17条に準じて取扱う。

(選挙管理委員会)

第30条 選挙管理委員会は生徒会長、生徒会副会長及び応援団長を選出する選挙に関わる業務全般を行う。

第31条 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された委員で構成し、委員長は委員の中で互選する。

(監査委員会)

第32条 監査委員会は会長から任命された4名の監査委員で構成する。監査委員の任期は生徒会役員と同じ任期とする。

第33条 委員の互選により委員長を選出し、委員長の招集により随時委員会を開催する。

第34条 監査委員会の決定は全委員の合意によって決する。

第35条 監査委員会は次の事項を取扱う。

- (1) 必要に応じて各委員会、各部の備品管理と予算執行状況を調査する。
- (2) 生徒会の決算を承認する。
- (3) 各部の活動状況を監査し、年度末に必要なに応じて監査書を中央委員会に提出する。
- (4) その他本会の各機関各役員が会則に則っているか否かについて監査を行う。
- (5) 必要に応じて生徒会役員に協力し、その任務遂行を助ける。

第36条 監査委員会は必要に応じて生徒会のあらゆる書類、帳簿を閲覧できる。

(応援委員会)

第37条 応援委員会は応援団長のもと応援活動全般を任意の団員とともに行う。

第38条 応援委員は各ホームルームから選出された委員で構成し、団長は、全会員の直接無記名選挙で選出される。任期は10月から翌年9月までとされるが、任期終了後も新団長が選出されるまでは前団長が任務にあたる。

(役員)

第39条 生徒会の役員は次のとおりとする。

- (1) 生徒会長 1名
- (2) 生徒会副会長 2名 (2年次1名、1年次1名。年次は就任時。)
- (3) 事務局員 若干名
- (4) 財務局員 2名

第40条 会長、副会長は選挙で選出する。事務局員、財務局員、監査委員は会長が任命する。任期は10月から翌年9月までとする。ただし任期満了後も新役員が選出されるまでは前役員が引き続いて任務につく。

第41条 生徒会長の任務を次のように定める。

- (1) 生徒会を代表して一切の指導的役割をつとめる。
- (2) 生徒総会を招集し中央委員会を代表して議案の説明にあたる。
- (3) 中央委員会を招集しその議長をつとめる。

第42条 生徒会副会長は会長に協力し、その任務遂行を助ける。

第43条 事務局員の任務を次のように定める。

- (1) 生徒総会、代議委員会、中央委員会の書記となり議事録をとる。
- (2) 上記三機関の決定事項を全会員に周知させるように広報活動を行う。
- (3) 生徒会の諸帳簿を作成管理する。
- (4) 資料を集め調査を行う。

第44条 財務局員の任務を次のように定める。

- (1) 生徒会に関する一切の金銭出納の記帳、集計、管理を行う。
- (2) 中間決算及び年度末決算書を作成する。

第45条 財務の仕事は重大な責任が伴うので特別活動会計担当の教員や事務と充分連絡を保ち、間違いのないよう細心の注意を払わなければならない。

第46条 第26条の各常任委員会の委員長は各ホームルームから選出された委員の中から互選する。

第47条 各常任委員長はそれぞれの委員会を代表し、中央委員会と連絡を保ちながらそれぞれの委員会の運営にあたる。

第3章 部

第48条 部は、運動部、文化部の2種類とする。

第49条 会員はいずれかの部に参加して活動する権利を有する。しかし、部の内規には従わなければならない。

第50条 各部は部長を互選し、部を代表させる。

第51条 部を新設しようとする場合は活動計画を中央委員会に提出する。中央委員会は活動の可能性を慎重に審議し、中央委員会の議案として上部機関に提案する。

第52条 中央委員会は、監査委員会の監査に基づき、部の廃止を提案することができる。部の新設・廃止は全校的な立場に立って客観的に審議されなければならない。

第53条 部の活動は対外活動に関する規程等、関係する諸規定に基づいて活動する。

第4章 ホームルーム

第54条 ホームルームは学校で定めたクラス編成で構成する。

第55条 ホームルームは直接あるいは間接に、会員の意見を生徒会の運営に反映させる最も基本的な組織である。

第56条 ホームルームは次の事項を扱う。

- (1) ホームルームの代議委員その他の役員を通じて生徒会各機関で決定された事項を全会員に伝達する。
- (2) 会員各自の意志をまとめて、ホームルームの代議委員その他の役員を通じて生徒会の各機関に提案する

第57条 前条の目的のために、学校との話し合いの上でホームルーム活動の時間を随時活用する。

第5章 会計

第58条 本会の会計は、会費、入会金及び雑収入でまかなう。ただし、必要な場合には外部より寄付金を集める場合もある。

第59条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第60条 会費、入会金以外に会員から金銭を集める場合は代議委員会もしくは生徒総会の決定による。これは特別会計として一般会計とは別に管理する。

第61条 会計及び予算作成に関する細則は別に定める。

第6章 選挙

第62条 選挙は選挙管理委員が必要な事務をとる。選挙管理委員が選挙に立候補する場合は、代理の選挙管理委員をたて、立候補者は選挙業務から外れることとする。

第63条 会員は、全員が選挙権及び被選挙権を有する。

第64条 立候補者が定員を越えない場合でも無競争当選とはせず、必ず信任投票を行い、過半数を得た者を当選とする。

第65条 役員に欠員を生じた場合は、補欠選挙を行う。

第66条 選挙の運営に関する規約は別に定める。

第7章 改正

第68条 この会則の条文を改めたり条項を追加する場合には、中央委員会で原案を作り生徒総会で決する。